

## 1 議 事 日 程 (5日目)

[平成25年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成25年9月27日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第66号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第67号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第68号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第69号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第5 議案第70号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第6 議案第71号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第7 議案第72号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第8 議案第73号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について(分割付託)
- 日程第9 議案第74号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第10 議案第75号 平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第11 議案第76号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 認定第1号 平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第13 認定第2号 平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第14 認定第3号 平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第15 認定第4号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第16 認定第5号 平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第17 認定第6号 平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(決算特別委員会)

日程第18 認定第7号 平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について  
(決算特別委員会)

日程第19 要望第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について(総務文教常任委員会)

日程第20 意見書第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書(総務文教常任委員会)

日程第21 意見書第5号 T P P交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書(総務文教常任委員会)

日程第22 意見書第6号 今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書(総務文教常任委員会)

日程第23 意見書第7号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(総務文教常任委員会)

日程第24 意見書第8号 地方税財源の充実確保を求める意見書

日程第25 議員の派遣について

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	不老光幸	議員
11番	渡邊美穂	議員	12番	門田直樹	議員
13番	小柳道枝	議員	14番	大田勝義	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	福廣和美	議員	18番	橋本健	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
建設部長	辻友治	会計管理者併 上下水道部長	松本芳生
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田徹
総務課長	友田浩	経営企画課長	濱本泰裕
市民課長	宮原広富美	福祉課長	阿部宏亮

都市計画課長 今村 巧 児

上下水道課長 石 田 宏 二

教 務 課 長 井 上 均

監査委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 坂 口 進

議 事 課 長 櫻 井 三 郎

書 記 白 石 康 子

書 記 松 尾 克 己

書 記 力 丸 克 弥

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

表決の方法は、会議規則第69条の規定により起立表決となっておりますが、16番村山弘行議員から腰痛のため挙手による表決の申し出がありました。

挙手による表決を許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第66号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第66号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第66号「市道路線の認定について」審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路、高雄台45号線です。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査をいたしました。

委員からは、さしたる質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で議案第66号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2と日程第3を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第2、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第3、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第67号及び議案第68号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、この改正は地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付で公布され、同法の改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、公的年金等に係る個人住民税について特別徴収の方法を見直すもの、及び株式及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しによる関係規定の整理を行うものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」、これは本年10月を目途に開放予定の旧国士舘跡地を太宰府市立松川運動公園と位置づけるために条例の一

部改正を行うものです。

改正の主な内容は、運動公園の名称及び位置、体育館、グラウンドの時間、施設使用料などを条項と別表に追加明記するもので、使用料の金額の設定については他の施設と同等にしているとの説明を受けました。

委員からは、体育館の今後の耐震化、補強の計画。グラウンドの使用時間は日没までという提案であるが、松川運動公園の体育館や北谷運動公園のグラウンドと同様に午後9時30分まで開放することは今後可能か。看板、案内板の設置箇所などについて質疑があり、執行部からは、体育館は現在耐震診断中で診断結果は来年2月ごろに出てくる予定である。今、体育館を使用することについては問題なく、今後耐震診断結果をもとに必要となれば耐震改修のための費用積算、改修方法等を総合的に検討していきたい。松川運動公園のグラウンドには夜間照明がないため、今のところは日没までの使用時間としていきたい。公園の看板、案内板設置については今後調整していくなど回答がありました。

さらに、委員からは、体育館の診断結果は来年2月ごろに出る予定との回答であるが、そんなに時間がかかるのか。公共施設として開園するときに耐震診断が終わっていない建物について、その使用を最終的に議会が許可することになるので、要望すれば耐震結果を早く出してもらうことは可能かとの質疑があり、執行部からは、耐震診断はかなり順番待ちがあり、他の施設においても診断に時間がかかっているのは事実である。診断結果を急ぐように要望はしていきたいとの回答がありました。

討論では、安全面を最大限配慮し、耐震診断には専門家の目視を取り入れるなど、少しでも安全性が高いということが市民や議会にも実感できるような形で早急に対応されることを要望するとの賛成討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第4、議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」及び日程第5、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

[9番 後藤邦晴議員 登壇]

○9番(後藤邦晴議員) 議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」及び議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第69号です。

本案は、水道の普及促進を図るため、平成22年10月1日から本年9月31日までの3年間の期限つきで特例的に減額を行っている加入負担金について、この間の実績等を勘案し、減額期間を平成28年3月31日までの2年半延長するものとの補足説明がありました。

条例案に対する関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号です。

本案は、地方税法の一部改正による延滞金等の利率の見直しにあわせて所要の改正を行うものとの補足説明がありました。

条例案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第69号及び議案第70号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。



〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6と日程第7を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第71号及び議案第72号について、その審査の内容と結果を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、平成25年度税制改正に伴い、地方税法施行令、地方税法施行規則が改正されたことに伴う条例の改正で、上場株式に係る配当所得等の算定方法の見直し、株式等に係る譲渡所得等との分離課税制度の見直しにより所要の規定の整備がされたとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」審査の内容とその結果をご報告いたします。

本議案は、平成25年度税制改正に伴い、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせ、延滞金の利率を引き下げることに伴い、条例の延滞金の特例の割合を改正するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第72号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第73号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第8、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項7目普通財産管理関係費の17節公有財産購入費1,690万円の減額補正、これは松川公共施設、旧国士舘跡地の用地購入について、本年5月10日に平成25年度第1回目の支払いが完了したことに伴い、当初予算額1億7,000万円と支払い額1億5,310万円との差額分を減額し、また地域の元気臨時交付金が交付されたことから、この交付金を用地購入費に充てることとしたため、財源を組み替えるものです。この財源組み替えにより、歳入の18款繰入金、公共施設整備基金繰入金3,000万円の減額、及び21款市債、複合施設整備事業債1億4,000万円の減額を行い、これについては第4表地方債補正にも同額を減額する補正を計上しているとの説明を受けました。

次に、同じく2款1項7目松川公共施設(庁舎分)整備事業費1億4,010万円の増額補正、これは旧国士舘跡地の実習棟を公文書館として、及び教室棟を庁舎機能を持たせた公共施設として活用するために施設改修を行うためのもので、工事設計監理等委託料620万円と工事費用1億3,390万円をそれぞれ計上されています。

工事内容は、部屋の間仕切り設置、内部の壁、床等の補修、電気、防災設備の整備等を行い、公文書館用に書架設置、まほろば号乗り入れのための道路整備、バスセンターの設置工事などです。また、教室棟の活用については、1階はビジターセンター及び管理事務室、2階には上下水道部門、3階にはコミュニティセンター及びサークル関係の貸し室、4階は文化財資料庫等、5階は会議室として予定しているとの説明を受けました。

次に、2款1項9目基金積立金の25節積立金4億2,900万円の増額補正、これは平成24年度決算により確定した実質収支約9億9,000万円の中から財政調整資金積立金へ積み立てを行うものであります。このほかに所管外ではあるが、2款1項7目の公共施設整備基金積立金及び10款

5項1目の総合運動公園整備事業基金積立金にそれぞれ1億5,000万円を積み立てるため、増額補正を計上しているとの説明を受けました。

また、関連する歳入の補正として19款繰越金、前年度繰越金8億469万5,000円の増額補正が計上されております。

次に、10款5項1目総合体育館建設関係費1,730万円の増額補正、これは総合体育館建設に際し、購入予定地内に設置してある地域気象観測システム、通称アメダスと大気常時監視システム太宰府観測局の移設費用を計上したものであります。

アメダスについては、総合体育館から測定の影響を受けないよう130m以上離して設置する必要があるとのことで、福岡管区気象台と移設候補地を検討、交渉し、その工事費として230万円を予定しているとの説明を受けました。

また、大気常時監視システムについては、システム機器が精密なもののために移設工事費が約1,500万円となり、その分の賠償金については地方債1,290万円を充当するため、21款市債、保健体育施設整備事業債及び第4表地方債補正にも同額の増額補正が計上されております。

歳入の主なものとしましては、10款1項1目の普通交付税5,289万3,000円の増額補正について、これは本年7月23日付で交付決定額を31億5,289万3,000円とする通知を受けたことにより、当初予算額との差額分を計上するものであります。

次に、14款2項5目の総務管理費補助金2億2,300万8,000円の増額補正について、これは国の緊急経済対策として創設された地域の元気臨時交付金制度によるものであります。本市においても、小・中学校のトイレ工事などを前倒しする補正を平成25年3月議会に上程され、承認したところであり、その補正額に見合う交付額として第1次分交付限度額を2億2,300万8,000円とする通知を受けたことにより、その同額を計上するものであります。

また、この交付金の活用については、前述の2款松川公共施設の用地購入費と松川公共施設（庁舎分）整備事業費に1億9,769万円、及び10款松川公共施設（社会体育施設分）整備事業費に2,531万8,000円を充当するとの説明を受けました。

その他、第2表繰越明許費として小・中学校大規模改造事業、第3表債務負担行為補正として、コンビニ収納サービス導入関係費、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債などが計上されております。

審査は、款項目ごとに説明を求め、質疑を行い、補正計上の根拠等について確認を行いました。

補正予算全般の質疑及び意見交換を終え、討論では、他の常任委員会に分割付託されている分も含め、補正予算そのものには賛成するが、松川公共施設についての議会への情報提供をお願いするとともに旧国士館跡地、教室棟を活用してコミュニティセンターの整備等をこれから進めるに当たっては、関係自治会長等のご意見も取り入れながら使いやすい施設にしていかなることを重ねて要望するとの1件の賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第73号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項7目財産管理費の普通財産管理関係費では、25節の積立金、公共施設整備基金積立金として1億5,000万円が増額補正されております。

これは、公共施設等の計画的な整備促進を図るため、平成24年度の実質収支約9億9,000万円のうち1億5,000万円を積み立てるためのものとの補足説明がありました。

委員からは、複合施設用地の積立金なのか公共施設全般なのかとの質疑があり、執行部からは、公共施設全般の改修等に使用するとの回答がありました。

次に、2款2項3目交流費の国際交流関係費では、7節の賃金、国際交流員、11節の需用費、消耗品費、12節の役務費、仲介手数料、14節の使用料及び賃借料、国際交流員住宅賃借料、18節の備品購入費、国際交流員備品として63万9,000円が増額補正されております。

これは、現在おられます国際交流員の方が一身上の都合により本年中の退職を希望されておられますことから、国際交流員の交代に係る費用を補正するものとの補足説明がありました。

委員からは、市が1つの部屋を継続して借りられないかなどの質疑があり、執行部からは、扶餘郡から推薦された国際交流員の事情を勘案し、その時々で適切な物件を探したいとの回答がありました。

次に、6款2項2目林業管理費の荒廃森林再生事業関係費では、13節の委託料、整備作業委託料として348万8,000円が増額補正されております。

これは、平成25年度当初予算策定時に間伐整備面積15haを予定していたが、昨年12月に内山、北谷地区で事業説明会を行い、所有者と約25haの協定書の締結ができたことから、福岡県に対して交付金の交付申請を行い、交付決定がなされたため、増額計上するものとの補足説明がありました。

委員からは、交付金の範囲は増えているのかなどの質疑があり、執行部からは、国の緊急経済対策などで新しい事業も増えているとの回答がありました。

次に、7款1項3目消費者行政費の消費者啓発関係費では、11節の需用費、消耗品費、印刷製本費として300万円が増額補正されております。

これは、地方消費者行政活性化基金の平成25年度交付要綱が確定し、交付決定がなされたので増額計上し、街頭啓発で使用するソフトメッシュフリーケース及び悪質商法の啓発冊子を購入するためのものであるとの補足説明がありました。

委員からは、悪徳商法の被害状況などの質疑があり、執行部からは、8月末の相談件数が約120件となっているが、大きな被害はあっていないとの回答がありました。

次に、7款1項4目観光費の観光宣伝関係費では、11節の需用費、消耗品費、印刷製本費として33万7,000円が増額補正されております。

これは、太宰府ゆかりの人物である黒田官兵衛のPRを行い、観光客の誘致を図るための宣伝法被やのぼり、黒田官兵衛啓発パンフレットを製作するためのものであるとの補足説明がありました。

委員から、製作時期や配布場所などについて質疑があり、執行部からは、1月のNHK大河ドラマ放映前のできるだけ早い時期に製作し、市役所初め各公共施設、太宰府館、観光案内所等での配布を予定しているとの回答がありました。

次に、8款1項1目土木総務費のその他の施設管理費では、15節の工事請負費、臨時工事、調整池しゅんせつ工事として3,600万円が増額補正されております。

臨時工事費は、観世音寺の松ヶ浦池の堤体改修工事と水城の塚口池の余水吐け改修工事で、松ヶ浦池は堤体の老朽化により漏水をしている状況で、今年度から2年間補助金をもらい改修を行っていくもので、今年度は堤体の一部分の45mの工事を予定していたが、斜樋、底樋の工事も含めて105mを同時に施工するものであります。

塚口池は、豪雨時に堤体を越えて水があふれるため、余水吐けを1カ所増設し、大雨時の排水改良を行うものであります。

また、調整池しゅんせつ工事は、緑台の調整池で現地の測量調査をしたところ、池の土砂及び汚泥の量が非常に多かったために補正するものとの補足説明がありました。

委員から質疑はありませんでした。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費の道路橋梁維持補修関係費では、13節の委託料、工事設計監理等委託料、15節の工事請負費、臨時工事として1,500万円が減額補正されています。

委託料は、北谷の北谷口橋の工事設計監理等委託料で、北谷口橋の改修については筑紫野・古賀線の4車線化の完成前に架け替えを検討していたが、橋梁長寿命化の点検結果では早急な対応は必要なく、架け替えを行わなくなったため、減額補正するものであります。

臨時工事は、北谷の村下道線で、今年度に用地の寄附、登記が完了し、工事に着手するために補正をするものとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

続きまして、歳入の補正として、15款2項5目農林水産業費県補助金の荒廃森林再生事業交

付金として348万8,000円が増額補正されております。

これは、歳出の荒廃森林再生事業関係費の委託料に充当するものであるとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

次に、15款2項6目商工費県補助金の消費者行政活性化基金事業補助金として300万円が増額補正されております。

これは、歳出の消費者啓発関係費の需用費に充当するものであるとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

次に、18款1項1目基金繰入金の公共施設整備基金繰入金として3,000万円が減額補正されております。

これは、当初の財源を地域の元気臨時交付金に組み替えるものであるとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

以上、歳出、歳入の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第73号の環境厚生常任委員会所管分についてご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款1項2目老人福祉費の高齢化社会対策費546万9,000円を増額補正、まず19節地域介護・福祉空間整備事業費補助金535万5,000円は、県の介護基盤緊急整備補助金に基づき地域密着型サービス事業所の整備を要する費用について補助をするものであり、今回グループホーム1カ所がこの補助制度を利用して設備の改修を実施することになり、県より内示を受けたので予算を計上するものであります。

財源については、介護基盤緊急整備補助金として歳出と同額の535万5,000円が歳入に計上されております。

次に、23節低所得者特別対策事業費補助金精算返還金11万4,000円は特別養護老人ホーム入所者のうち低所得者に対して事業所が負担金などを軽減している場合に事業所に対して補助する制度であります。低所得者特別対策事業費補助金が平成24年度において申請がなく、予算が執行されなかったことによる補助金の返還分を計上するものであります。

次に、4款1項2目保健予防費の予防接種関係費120万円の増額補正、これは全国的な風疹の流行、胎児に対する先天性風疹症候群の予防の要望が高まっていることから、妊娠を希望する女性及びその配偶者に対し風疹の予防接種費用の一部として5,000円を助成するものであります。

委員のほうから、予算の算出の根拠、助成実施の時期などについて質疑がなされ、執行部より、他市の接種率の状況等を参考に算出いたしておりますとのこと、助成については4月にさかのぼり助成することを考えているとの回答がありました。

次に、4款2項2目塵芥処理費のごみ減量推進費132万5,000円の増額補正、これは生ごみのリサイクル、また食物の循環を子どもたちに実感してもらい、環境教育の素材として活用してもらうことを目的に小学校給食の残渣の堆肥化に取り組むため、生ごみ堆肥化装置を設置する事業の予算であります。今年度は、太宰府東小学校、南小学校の2校の既存のごみ置き場を活用して設置する予定でありましたが、衛生管理上などの理由により設置場所の一部変更が生じましたことから追加工事が必要となったため、増額補正をするものであります。

財源については、環境基金繰入金として歳出と同額の132万5,000円が歳入に計上されております。

委員のほうから、できた堆肥のその後の処理などについて質疑があり、執行部より、学校内の花壇とか環境整備、子どもたちの循環の教育の素材に使っていただきたいということで学校のほうに渡しているとの説明を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債（平成23年度最終処分場用地費）と同事業債（平成24年度造成工事費）2件、これは本年5月に組合が借入れを行いました1億3,420万円のうち太宰府市負担分2,120万5,000円を追加計上いたしております。起債の借入れについては、県の同意年度ごとに分ける必要があることから、平成23年度同意分として用地費取得費分、平成24年度同意分として造成工事費分と分けて計上するものであります。

償還期間は平成39年度、金利については5年ごとに見直しをする契約のため、利子分の額が確定していないことから、限度額の欄につきましては元金と利子に相当する額という表記になっているとの説明を受けました。

そのほか、審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。



以上で議案第73号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4 番 芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に反対する立場から討論させていただきます。

松川公共施設について、6月議会補正予算フェンス施工等で7,500万円、9月議会補正予算庁舎分施工施設改修工事で1億3,390万円が計上されました。9月5日の私の1億3,390万円の支出についての質問で、庁舎分工事等2,231㎡、5階の間仕切り等の工事と実習棟を市史資料室に改修する工事分としての説明でした。私は国土館キャンパス跡地の活用で太宰府市のスポーツ活動、生涯教育活動、環境対策など、いろんな分野で恐らく太宰府にとって100年に一回の大きなチャンスが訪れたと考え、買い入れに賛成しました。しかし、執行部は公共施設の再配置という狭い視点でしか考えていないようです。近隣の他の都市ならば市民も加わった審議会をつくり、市民に開放し、活用提案を募集したはずです。なぜ民間活力の活用で広く民間からの活用策を求めないのでしょうか。なぜお金を生み出す事業に取り組まないのでしょうか。

「歴史とみどり豊かな文化のまち」第五次太宰府市総合計画には、時代の潮流として4、新しい公共、6、環境と共生する社会を上げています。まちづくりの理念として協働のまちづくり太宰府らしさを生かしたまちづくりを基本的な考え方としています。そのまちづくりの大きな実験する場として国土館キャンパス跡地はあるのではないのでしょうか。市民とともに考え、ともにつくるまちづくりという考えに私は大賛成です。しかし、私の質問に対して市民に開放して見てもらう予定はない、市民の提案は求めないという回答でした。それでも、私の市民と一緒に見せてほしいという提案は残念ながら受け入れられませんでした。協働のまちづくりというのは市民と一緒に取り組むのではなく、都合のいいところで市民を利用することなのではないのでしょうか。1,339万円ではなく1億3,390万円です。この金額はとても大きいものです。6月補正分と合わせるなら2億2,000万円を超える金額が国土館跡地に投入されることとなります。補正ではなく、きちんとした年間契約で国土館キャンパス跡地の利用は進められるべきではないのでしょうか。国土館跡地利用は市民とともに考え、ともにつくるまちづくりの大きな実験の場だと考えます。残念ながら今の進み方には賛成できませんので、補正予算には反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9から日程第11まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第9、議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第11、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第74号から議案第76号について、その審査の内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第75号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は関連がございますので、一括して審査を行いました。

今回の補正は、納税者の利便性と納期内収納率の向上のため、曜日を問わず24時間身近なコンビニエンスストアでの国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料のコンビニ収納について来年4月からサービス開始をするための導入関係費の債務負担行為を追加するものとの説明を受けました。

議案第74号、議案第75号ともに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第74号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第75号につきましても委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」審査を行いました。

今回の補正は、国県支払基金の精算に関するもので、精算返還金は歳出、追加交付金については歳入で計上し、差し引きの余剰分については前年度繰越金を足して基金に積み立てるというもので、歳入歳出それぞれに2,299万7,000円を計上するものであります。

次に、債務負担行為補正として介護保険料についても来年4月からコンビニ収納サービスを開始することに伴い、導入関係費を追加計上するものであります。

委員のほうから、コンビニ収納についての導入費がそれぞれの特別会計で違うことについて理由について質疑があり、執行部より、対象者数の違いにより納付書の印刷、電算委託料など金額が変わってきているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第76号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第74号から議案第76号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第74号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第75号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時54分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第18まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第12、認定第1号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第18、認定第7号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果につきまして

て、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、9月3日の本会議初日に市長の提案理由説明、及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月20日及び24日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対し改めてお礼申し上げます。

市長の提案理由説明では、平成24年度は前年度より市税や地方交付税等の一般財源収入が減少する中、国、県の補助金を初め、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努めたという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の一般会計決算額は、歳入総額225億8,219万6,000円、歳出総額212億2,309万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は13億5,910万3,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源3億6,621万6,000円を差し引いた実質収支額についても、9億9,288万7,000円の黒字決算となっております。なお、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては7,066万6,000円の赤字決算となっております。一般会計における市債現在高は、平成24年度末では199億1,795万9,000円であり、前年度より2億329万8,000円減少しています。また、経常収支比率は90.6%で、前年度に比較して0.3ポイント改善しており、年々改善は見ら

れるものの、まだまだ厳しい状況であります。執行部にあつては、この厳しい財政状況の中ではありますが、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう強く要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額71億5万2,000円、歳出総額77億6,417万5,000円で、歳入歳出差し引き6億6,412万3,000円の赤字決算となっております。このため、この歳入不足は平成25年度繰上充用金で全額補填されています。また、実質単年度収支額も1億6,131万6,000円の赤字となっております。歳入の基礎となります国民健康保険税を見ますと、現年課税分の収入率は94.05%で、前年度に比較しますと0.08ポイント低下しており、保険税収入総額は前年度に比べ0.2%、326万5,000円の減となっております。また、収入未済額は4億7,690万7,000円で、前年度に比べ0.5%の減となっております。歳入において、前期高齢者交付金が前年度に比べ34.6%、4億8,638万1,000円の増となっているものの、歳出において、歳出総額の63.5%を占める保険給付費や後期高齢者支援金、共同事業拠出金が増加しております。国保会計は7年連続の赤字決算であり、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われまます。医療費節減に効果のあるジェネリック医薬品の使用促進や生活習慣病の予防など、医療費の適正化に向けた取り組みにより一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額10億1,071万2,000円、歳出総額9億6,003万5,000円で、歳入歳出の形式収支額は5,067万7,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字決算となっております。また、単年度収支額も523万2,000円の黒字となっております。後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年度から創設された特別会計ではありますが、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額40億8,523万4,000円、歳出総額40億8,247万7,000円で、実質収支額は275万7,000円の黒字決算となっております。しかしながら、単年度収支額では1,883万3,000円の赤字となっております。また、地域包括支援センターの

直営化に伴い、平成21年度に創設された介護サービス事業勘定においては、歳入総額2,746万8,000円、歳出総額2,041万5,000円で、実質収支額は705万3,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額も216万6,000円の黒字となっています。保険事業の歳出総額の94.2%を占める保険給付費については、太宰府市の高齢化率が23.4%となっている現状からも今後も増加していくものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額630万円、歳出総額586万円で、実質収支額は44万円の黒字決算となっておりますが、単年度収支額では383万3,000円の赤字となっています。収入未済額は9,316万1,000円で、前年度と比較して0.2%増加しております。この収入未済額は、主に貸付金の未回収によるものであり、その回収率は1.9%となっています。今後とも滞納解消に向けて、さらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成24年度の年間総給水量は525万8,881<sup>m</sup>で、前年度に比べ1.7%の増となっており、有収率については93.6%、行政区域内人口に対する給水人口普及率は前年度に比べ0.5ポイント増の81.2%となっております。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の伸びによる給水収益や加入負担金は増加したものの、受託工事収益がなかったことなどにより、前年度に比べ0.6%減の11億7,599万5,000円となっています。

支出総額については、松川3号配水池移転工事に伴い2つの配水池を撤去したことにより資産減耗費の大幅な増加により、前年度に比べ10.3%増の12億475万円となっています。この結果、平成24年度は2,875万5,000円の純損失が生じておりますが、この不足する額は前年度繰越利益剰余金から補填されています。

次に、資本的収入及び支出において、収入総額は主に工事負担金が減少したことにより、前年度に比べ5.4%減の2億5,873万7,000円となっています。

支出総額は、主に配水施設費の増により、前年度に比べ43.9%増の10億5,840万1,000円となっています。この資本的収支での不足額7億9,966万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

水道事業経営においては、経営基盤安定のため、平成22年10月から加入負担金の減額措置、

また平成23年度からはコンビニ収納や隔月検針を開始されるなど、経営努力がなされております。今後とも、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成24年度の有収水量は、水洗化人口の増加により前年度に比べ0.5%増の617万907m<sup>3</sup>となっています。また、行政区域内人口に対する水洗化人口普及率は、前年度に比べ0.1ポイント増の96.3%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は下水道使用料が増加したものの、営業外収益の他会計補助金の減少により、前年度に比べ3.2%減の15億7,266万7,000円となっています。

支出総額は支払い利息の減少などにより、前年度に比べ1.3%減の12億9,107万2,000円となっています。この結果、当年度の純利益は前年度に比べ11.2%減の2億8,159万5,000円となっており、黒字決算を維持しています。

資本的収入及び支出において、収入総額は、建設改良のための企業債、国庫補助金などの増加により、前年度に比べ9.9%増の6億7,795万1,000円となっています。支出総額は、平成23年度の繰越事業である奥園雨水管渠築造工事の建設改良費の増加などにより、前年度に比べ7.0%増の14億5,288万4,000円となっています。この資本的収支での不足額7億7,493万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに水洗化促進により営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの平成24年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会では審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。



通告があつていますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論いたします。

討論に入ります前に、一般会計、各特別会計、企業会計への追加資料の要求に対応いただきましたことに御礼申し上げます。

既に特別委員会でも同会派の神武議員が具体的な内容で討論もしており、前年度と比較しても福祉、子育て支援の分野において進展している政策があるということは認めますし、私もうれしく思います。しかし、次の2つの理由から平成24年度の決算認定には反対を表明いたします。

まず、人権政策関連で運動団体への補助金が支出されていることと、当初予算の際に生活実態調査を行うことを理由に反対しており、その決算認定でありますので、それを認めることはできません。私からも改めまして新たな差別が生むことのないよう今後施策を作成していただくことを要望いたします。

次に、特別会計との関係では、国保会計への中で繰上充用の金額が年々増加をしてきています。市町村国保の運営が平成28年度いっぱいまで行われ、その後は新たな国保の運営が都道府県単位で行われていく見通しにもなっておりますが、国保会計への一般会計からの法定外の繰り入れの検討を早期にさせていただきたいということも重ねて要望させていただき、以上の2つの理由から提案されております平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定については本会議におきましては同会派の2番神武綾議員とともに反対することを述べまして、討論を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時13分〉

○議長（橋本 健議員） ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第3号「平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第4号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第5号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時32分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第6号「平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時33分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第7号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 要望第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、要望第3号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

要望第3号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された要望第3号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

この要望は、各市議会から国に意見書を提出するよう全国市議会議長会から依頼があり、さきの議会運営委員会にて当委員会に審査付託すべきものと決定したものです。

委員からの質疑、意見、討論はなく、採決の結果、要望第3号については委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、要望書に添付されている意見書の参考例文をもとに意見書の内容について協議を行いました。その結果、要望事項の2、地方税源の充実確保等については国保会計に対して国の補助を引き上げるという項目を(8)として追加し、その他については添付された例文どおりの内容とすることに決定しました。この意見書については委員会提出議案として、本日、本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

要望第3号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、要望第3号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対0名 午前11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 意見書第4号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第20、意見書第4号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

〔5番 小島真由美議員、17番 福廣和美議員 退場〕

○12番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第4号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、集団的自衛権の行使に関しては、賛成反対、いろいろな意見があるところであるが、賛成意見の中でも改憲は憲法第96条の規定に則って行うべきとするものもある。この意見書は、解釈改憲を行うべきではないという内容のものであることを改めて申し添えとの補足説明を受けました。

委員から、質疑、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第4号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) これで報告を終わります。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○12番(門田直樹議員) 私は委員長でありまして、審議に関してちょっと意見を差し控え、また採決にも加わっておりませんので、ここで討論させていただきます。

意見書第4号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」について反対の立場から討論いたします。

意見書第4号、また意見書第5号、6号もそうですが、今まさに国政の重大事として取り組みがされているところであり、予断をもって正否を断じるのはいかがなものかと、まずそう思います。

所属政党の指示、方針に従い、あるいはそれぞれの判断でこういった発議をなされること自体は尊重しますが、これらは複雑かつ流動的な問題であり、もし地方議会として議論し一定の結論を出すというなら、全議員で相当長期間、長時間の審議が必要であります。時間的な制約もあるとは思いますが、まずは議会運営についてご提案されてはいかがでしょうか。

また、意見書第4号に与党の勝利と民意との間にはねじれがあることを自覚すべきであると思いますが、与党・自民党は防衛、TPP、消費税に対し、問題から逃げず、政策を訴えて国民の支持を得たのではなかったのでしょうか。ねじれや乖離は多くの民意ではなく、政府・与党と対立する側にあるのだと思います。

さて、「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」についてですが、先日安倍首相はニューヨークで安全保障政策をテーマに演説し、愛する国を積極的平和主義の国にしようかと決意していると強調されました。首相は、公海上での具体的ケースを取り上げ、現行憲法解釈の問題点を指摘、また国連平和維持活動に従事する他国の部隊が攻撃されても自衛隊の部隊は応戦できないことにも言及し、いかに対処すべきか、私たちは今真剣に検討していると説明されました。集団的自衛権の解釈に関してはさまざまな議論がありますが、共通して言えるのは、現行では国際貢献に限界があること、我が国の安全保障のかなめである日米同盟維持に支障があること、離島防衛、サイバーテロ、シーレーンへの対応など、課題が多いことが指摘されています。これらを受け、本年2月に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が約5年ぶりに再開されました。年内にも報告書をまとめる方針とされています。まずは、この報告を受け、精査して議論すべきではないでしょうか。戦前と現代は同一ではありません。私は安倍首相のいかなる憲法解釈も国民の生存や国家の存立を犠牲にするような帰結となつてはならないとの考えに賛成であり、また現在安保法制懇の結果待ちであることから、この意見書第4号には反対します。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成8名、反対7名 午前11時42分〉

〔5番 小島真由美議員、17番 福廣和美議員 入場着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 意見書第5号 TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第21、意見書第5号「TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第5号「TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、TPP参加について国民的議論は行われていないが、実際交渉に入ってしまった。一番大きな問題はその交渉過程が全く情報公開されないことで、その中で関税撤廃が決められていくことは国民生活にとって非常に大きな影響を与える。この意見書を提出し、国に再考をお願いするものであるとの補足説明を受けました。

委員からの質疑、意見はなく、討論では、意見書中の規制緩和21分野の中には、公共調達、いわゆる公共事業の部分も含まれている。TPP加盟後には規定された基準額以上の公共調達についてTPP加盟国へ市場が開放され、入札に当たっての文書等は全て英語を基準とするということが仮に本当に行われることになると、地域経済へもたらす影響、自治体がこれまで築き上げてきたもの等が根本から崩れ去るという懸念があり、これを認めることはできないとする賛成討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、意見書第5号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 意見書第5号「TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」について反対の立場から討論します。

環太平洋経済連携協定交渉においては、関税撤廃による域内貿易の自由化だけでなく、投資

や知的財産権をめぐるルールなど、関税以外の分野を含め包括的な協定づくりが行われています。交渉は全体的には難航しているようですが、合意に向けて進展している分野もあるようです。我が国は、得意とする工業製品の関税撤廃を相手国に求めていくでしょうが、日本が農産品を守ろうとすれば、相手国が乗用車などで高い関税を残そうとする可能性も高いと思われます。自民党などが米や麦、牛、豚、乳製品及びサトウキビなどの甘味資源作物を重要5項目と位置づけていますが、これらを除いてもまだ自由化率は低く、今後関税撤廃品目を絞り込むための国内調整とともに農業の競争力強化及び支援策や市場開放で打撃を受ける分野の支援策の具体化を急ぐ必要があります。反面、工業製品だけでなく新興国のインフラ整備など日本勢の受注機会が増える効果も期待され、さまざまなメリット、デメリットがあると思います。

先日、ワシントンでのTPP主席交渉官会合から帰国された鶴岡主席交渉官は、今後の交渉を政治レベルで進めていくための基盤の整備に成功した、また7月からTPP交渉に参加した日本について、完全に対等な立場で交渉に参加するところまで来ていると評価されました。

10月上旬には、TPP閣僚会合並びに首脳会合が開かれ、大筋合意の実現ないしは年内妥結を目指した議論の方向性が打ち出されます。

意見書第4号でも申しましたが、議論に関してはそれぞれの段階があり、一定の結論や集約が目前にあるなら、まずそれを受けて検討すべきです。協定にみずからの意思で加入した以上、最後まで国益を追求し、国民の代弁を行うべきで、ここに至って即時脱退せよという主張は到底理解できません。

以上のとおり、意見書第5号については反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、意見書第5号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対10名 午前11時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 意見書第6号 今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第22、意見書第6号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。



〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第6号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の提出者である委員からは、意見書内にもあるようにアベノミクスで若干景気がよくなってきたような感はあるが、あくまで円安の影響によるもので、私たちの生活にはまだそれが反映されていないように思う。この意見書は消費税の引き上げは決定事項であるが、来年4月からの引き上げについてはもう少し景気の動向を見て延ばすべきであるという内容であるとの補足説明を受けました。

質疑、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第6号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 意見書第6号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」について反対の立場で討論します。

報道によると帝国データバンク福岡支店が25日発表した九州、沖縄の企業意識調査で消費増税が実施された場合は60.3%が悪影響と回答した。ただ、昨年7月の前回調査より9.6ポイント減少しており、同支店は景気回復が進んでいるため業績への懸念がやや弱まったと分析しているとありました。消費税率引き上げで最も懸念されるのが景気への悪影響と低所得者への負担増です。政府・与党は来年4月からの消費税率引き上げに備え、今月末にまとめる経済対策として賃上げなどで人件費を3%以上増やした企業の法人税を軽減する方針を固めました。適用条件を現在の5%以上から緩和して企業の賃上げの動きを後押しするとのこと。また、税率引き上げに伴って低所得者に現金を配る簡素な給付措置の概要を固め、住民税非課税世帯約2,400万人に対し、1人当たり1万円から1万5,000円を支給、また住宅購入者への現金給付、中小企業向け政策減税の拡充や設備投資減税が検討されています。少子・高齢化で社会保障費が膨らみ続ける中、財政が破綻しないよう国民全体で負担を分け合うぎりぎりの選択肢が消費税の増税であり、苦渋の決断であると考えます。

次に、意見書2項目めの労働法制の規制緩和や非正規雇用の拡大への歯どめをかけ、安心な

雇用制度を確立し、消費や暮らしを支える政策を実施することについてですが、厚生労働省は労働者派遣の規制を大幅に見直すなど、改善を行っています。また、消費や暮らしを支える政策については、まさにそれを掲げてさきの選挙が戦われ、与党・自民党が国民の信を得たのではないのでしょうか。

以上のことから、意見書第6号には反対します。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、意見書第6号は否決されました。

〈否決 賛成6名、反対11名 午前11時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第7号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第23、意見書第7号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第7号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の提出者である委員からは、この意見書は昨年も同じものを議会に提出し可決いただいた。今回は新しい政権に対しても意見書を提出すべきと判断し、再び提案させていただくものであるとの補足説明を受けました。

委員からの質疑、意見はなく、討論では、意見書の中身に対して異論はないが、政権が変わったということで毎年のようにこの意見書を提出するのは反対であるとする反対討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、意見書第7号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番小島真由美議員。

○5番(小島真由美議員) 意見書第7号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を提出することについて反対の立場から討論をいたします。

教育の原点と言うべきものは子どもの幸福であります。意見書の内容はその方向性においては私も考えを同じくするものでありますから、今日まで堅実かつ誠実に同意見書に賛成をしてまいりました。昨年9月定例議会におきまして原案可決され、意見書の提出がなされたことは周知のとおりでございます。昨年提出された意見書と同じ内容、要望でございます。

そして、文中にございます昨年義務標準法が改正されというところは、平成23年に義務標準法が改正されたこと、この訂正もつけ加えたいと思います。

以上の理由から、段階的な推移を見ていくべきだと考え、あえて同意見書を提出することに至らないと考えるものでございます。

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これでは討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成9名、反対8名 午前11時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 意見書第8号 地方税財源の充実確保を求める意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第24、意見書第8号「地方税財源の充実確保を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番（門田直樹議員） 意見書第8号「地方税財源の充実確保を求める意見書」、この意見書につきましては、さきの要望第3号についての要望書の採択によるものです。

太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出します。

提出者は総務文教常任委員長門田直樹。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「地方税財源の充実確保を求める意見書」。

地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには地方税財源の充実確保が不可欠である。よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求める。

1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能、財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引き下げを前提として平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2、地方税源の充実確保等について。

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに地域社会の会費という基本的な性格を踏まえ、政策的な税源控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7)地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策議与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

(8)市町村国民健康保険事業特別会計の国の補助を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成25年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成25年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成25年11月26日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 長谷川 公 成

会議録署名議員 藤 井 雅 之